

パブリックコメント結果表

第1章 基本的事項

意見等はありませんでした。

第2章 震災廃棄物処理計画

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>●2-6-5 放射性物質に汚染された廃棄物の処理 (37 ページ～)</p> <p>この災害廃棄物処理計画に東日本大震災の瓦礫を受け入れる、とは一言も明記されていませんが、「含まれている」と判断して意見する。</p> <p>災害廃棄物（つまり東北の放射能汚染瓦礫）の受け入れは反対である。この計画にも反対である。</p> <p>東北の瓦礫は汚染されている可能性が高い、普通のゴミ処理施設では放射能は取り除けないと考えているため。</p>	<p>37、38 ページを、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）に基づき定められた事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン等に準拠し適正に対処します。」として内容を改めます。</p> <p>本計画は、東北地方太平洋沖地震に伴う災害廃棄物の受け入れを検討するものではありませんが、広域的な大被害が発生した場合に、原子力発電所の無い、群馬県、安中市でも放射性物質により汚染された廃棄物が発生する可能性があり、このことについて示させていただきました。</p>
2	<p>1. 本計画策定の目的は、P1 に記されているとおり、「市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護すること」であり、「市民・事業者・行政の連携に基く災害廃棄物の円滑な処理を促進するため」と認識されます。</p> <p>2. しかし、この基本的な計画目的の観点から、目次を見渡すと、1点だけ異質な事項が含まれています</p> <p>3. それは、P37～38 の「第2章 震災廃棄物処理計画 2-6-5 放射性物質により汚染された廃棄物の処理」であり、P70 の「第3章 水害廃棄物処理計画 3-6-5 放射性物質により汚染された廃棄物の処理」です。</p> <p>4. 安中市では、本計画において、「放射性物質に汚染された廃棄物の処理」を含めていますが、そもそも安中市には原子力発電所は存在しません。</p> <p>5. また、安中市には東電福島第一原発事故を由来とする死の灰の拡散により、放射線レベルの高い場所、いわゆるホットスポットがいくつか存在しますが、それらは極めて限定的であり、それらの対応は本計画に含ませる必要はあ</p>	<p>害廃棄物の受け入れを検討するものではありませんが、広域的な大被害が発生した場合に、原子力発電所の無い、群馬県、安中市でも放射性物質により汚染された廃棄物が発生する可能性があり、このことについて示させていただきました。</p>

	<p>りません。</p> <p>6. しかし、安中市では本計画において、「原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された廃棄物等の処理に関して特別措置法が公布されました」と述べて、わざわざ福島県やその周辺の放射性物質に汚染された廃棄物等の処理のための受入を前提にしているようです。これは、安中市民の合意を得ているのでしょうか。また、市議会で審議され承認されたことなのでしょうか。もし、そうした手続を経ずに、本計画を策定したとなると、到底許されることではありません。</p> <p>7. 日本の各地の自治体が、自分の自治体以外で発生した放射能汚染廃棄物等の持込を禁止する立場から、当該特別措置法に反対していることは、安中市も承知しているはずですが。</p> <p>8. したがって、当該特別措置法が公布されたからといって、市民や市議会に付託せずに、他の自治体等から危険な放射能汚染廃棄物等を安中市に搬入して処理することを想定している本計画には、安中市民として断固反対します。</p>	
3	<p>●2-4 仮置場の確保 (22 ページ～)</p> <p>●2-11 支援・協力体制の整備 (50 ページ～)</p> <p>前もってガレキの集積地を決めることや、運搬車両・重機の確保、他自治体との協定を結ぶことが重要と感じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガレキの集積地については、廃棄物を一時的に保管する仮置場を考えており、26 ページの表 2-4-2-3 に掲載しております。被災時の被災状況に応じて適切な場所を設定いたします。 ● 運搬車両・重機の確保については、現在 51 ページの表 2-1 1-1-2 の通り締結をしておりますが、さらに進んで 52 ページの 2-1 1-2 「関係団体などとの支援協力体制」に示すとおり、民間団体との相互応援協定締結の検討を行っていきたいと考えております。 ● 他自治体との協定については、50 ページ表 2-1 1-1-1 及び 52 ページの表 2-1 1-1-3 に現在の提携状況を掲載いたしました。
4	<p>●2-9 組織体制の整備 (44 ページ～)</p> <p>●2-11 支援・協力体制の整備 (50 ページ～)</p>	<p>44 ページからの「2-9 組織体制の整備」、50 ページからの「2-1 1 支援・協</p>

<p>作業のマニュアル化や、地区・地域協定を結び、日頃から相互確認、災害想定訓練を行い、相互に啓発し合うことも重要だと考える。</p>	<p>力体制の整備」に示すとおり、本計画に則して取り組みを推進いたします。</p>
---	---

第3章 水害廃棄物処理計画

No.	意見の概要	市の考え方
5	<p>●3-1 基本方針及び処理対象 (55 ページ～)</p> <p>昭和34年9月に伊豆半島の狩野川台風災害の救助隊に参加した体験から、土砂災害を含む水害の場合、動物死体の収容なども多く、衛生面の問題から、早急な処理が必要であると感じている。</p>	<p>本計画に基づき迅速に対応する方針であります。</p>
6	<p>●3-4 仮置場の確保 (66 ページ)</p> <p>●3-11 支援・協力体制の整備 (75 ページ～)</p> <p>前もってガレキの集積地を決めることや、運搬車両・重機の確保、他自治体との協定を結ぶことが重要と感じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ガレキの集積地については、廃棄物を一時的に保管する仮置場（一時仮置場・二次仮置場）を考えており、26ページの表2-4-2-3（質問No.3と同じ）を中心として被災時の被災状況に応じて適正な場所を設定いたします。 ● 運搬車両・重機の確保については、質問No.3の震災廃棄物処理計画と同様に考えております。 ● 他自治体との協定については、質問No.3の震災廃棄物処理計画と同様であります。
7	<p>●3-9 組織体制の整備 (73 ページ～)</p> <p>●3-11 支援・協力体制の整備 (75 ページ～)</p> <p>作業のマニュアル化や、地区・地域協定を結び、日頃から相互確認、災害想定訓練を行い、相互に啓発し合うことも重要だと考える。</p>	<p>災害時の作業マニュアルの作成、協定を結んだ地域との相互確認、災害想定訓練等、安中市地域防災計画と連携して今後の検討事項としていきたいと考えております。</p>

その他

No.	意見の概要	市の考え方
8	<p>●パブリックコメントの掲載について</p> <p>ホームページを見た人しか知らないと思う。閲覧板などで内容を簡単にまとめたものを配布したらどうか？</p> <p>せっかく意見を募集していても、知らない方が多いのではもったいない。</p>	<p>パブリックコメントを実施するに当たり適切な方法で意見募集しております（平成24年1月1日号の広報あんなか3ページ目及び市のホームページに掲載）。</p>

9	<p>こうした重要な事項を含む計画案を、あろうことか東京都の(株)日本環境工学設計事務所なるところに、編集協力をもとめて策定すること自体、安中市の市民軽視の安直な体質を象徴しており、安中市には猛省を促します。</p>	<p>専門的な知識、経験を有するコンサルタントに計画策定の支援・協力をお願いするものです。</p> <p>誤解を与えないよう、計画書には本市主幹課の名称を示すのみとします。</p>
---	--	--

※本文中のページについては、パブリックコメントに図った安中市災害廃棄物計画（案）のページの記載であり、今回策定した安中市災害廃棄物処理計画（市ホームページでダウンロード可能）のページとは、異なりますのでご注意ください。